Financial Regulation Newsletter

2025年1月30日

資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表① (送金・決済サービス関連)



弁護士 堀 天子 TEL. 03-5220-1826 <u>takane.hori@morihamada.co</u> m



弁護士 岡野 智
TEL. 03-6266-8962
satoshi.okano@morihamada.
com



弁護士 尾登 亮介 TEL. 03-6266-8970 ryosuke.onobori@morihama da.com

I.はじめに

2025 年 1 月 22 日、金融庁は、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書」(以下「資金決済制度等 WG 報告書」といいます。)を公表しました ¹。これは、送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を行うことを目的として、2024 年 8 月 26 日に金融審議会の下で設置された資金決済制度等に関するワーキング・グループ(以下「資金決済制度等 WG」といいます。)における検討結果を取りまとめたものです。

今後、資金決済制度等 WG 報告書における提案内容に基づいて、2025 年中にも資金決済に関する法律 (以下「資金決済法」といいます。)の改正が進められ、また、関連する政府令・ガイドラインの制定・改訂が行われることが見込まれますので、同報告書は、今後の資金決済関連サービス等の実務にも影響するものとして、重要な意義を有しています。

資金決済制度等 WG のテーマは、①送金・決済サービス、②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)、 ③その他の論点(立替サービス、外国の金融機関等のシンジケートローンへの参加)に分かれますが、本ニュースレターでは、①送金・決済サービス及び③その他の論点(立替サービス)に関して、資金決済制度等 WG 報告書において提案された内容等を紹介します ²。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf

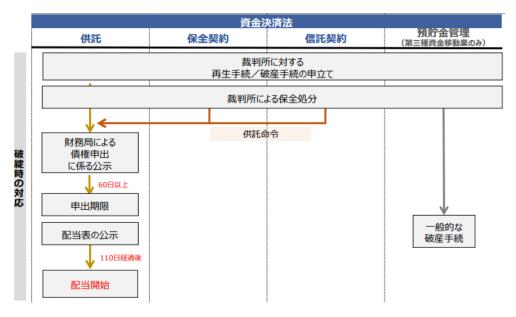
 $^{^2}$ 資金決済制度等 WG のテーマのうち、暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)に関する事項については、 $\overline{\text{Financial Regulation Newsletter}}$ - 資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表②(暗号資産・ステーブルコイン関連)」2025 年

Ⅱ.資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

1. 概要

資金決済法において、資金移動業者は、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証(保全契約) 又は信託契約により保全することを義務付けられています(資金決済法 43 条~45 条)3。資金移動業者の 破綻時には、保全契約や信託契約を採用した場合でも、保全された資金は、供託手続を通じて国が各利用者 に対して還付手続を実施することとし、利用者への資金の還付に最低約 170 日という期間を要する制度と なっています。

【資金移動業者の破綻時の利用者資金の返還方法】



(出典)金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ 第2回 事務局説明資料」(2024年10月17日)8頁

資金決済制度等WG報告書においては、上記の現行制度の課題として、「資金移動業のサービスが日常生活で幅広く利用され、送金・決済インフラとして定着しつつある中で、仮に資金移動業者が破綻した場合、利用者に対して迅速、かつ、確実に資金を返還する必要性が高まっている」と指摘されています。また、資金移動業者の口座への賃金支払い(いわゆる賃金のデジタル払い)において、当該資金移動業者においては、上

¹月号をご参照ください。

³ なお、第三種資金移動業者については、供託によらずに預貯金での管理が認められています(資金決済法 45 条の 2)。 当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。 © Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

記の供託を通じた還付手続を経ずに、別途保証機関と契約を締結して破綻時等において速やかに弁済することが求められているため、利用者資金相当額を二重に保全する必要が生じており、資金移動業者にとって過度な負担となっている点も指摘されています 4。

2. 提案の内容

資金返還の確実性・安全性は担保しつつ、迅速な資金返還を実現する選択肢を設ける観点から、資金決済 法において、資金移動業者の破綻時に供託を経由することなく、利用者に対して資金を直接返還することを 可能とする方法を導入することが提案されています。

直接返還の具体的な枠組みとしては、(i)保証機関による直接返還及び(ii)信託の受託者による直接返還が提案されています。各枠組みの内容及び留意点は以下のとおりです。

直接返還の具体的な枠組み		内容	留意点
保証機関によ	債務引受型	事前に資金移動業者と保証機関と	・債務引受型において民法上必要
る直接返還		の間で債務引受契約を締結した上	となる利用者の承諾の取得や、個
		で、資金移動業者の破綻時におい	別保証型において必要となる利用
		て、保証機関が資金移動業者の利	者と保証機関との間の保証契約の
		用者に対する債務を引き受け、こ	締結については、利用者との接点
		れを利用者に対して直接弁済する	を有する資金移動業者を通じて行
		方式	うことが合理的
	個別保証型	事前に資金移動業者の利用者と	・保証機関が破綻することがないよ
		保証機関との間で保証契約を締	う、健全性に係る基準を満たす銀
		結した上で、資金移動業者の破綻	行等を保証機関とすることを求め
		時において、保証機関が利用者に	న
		対して直接保証債務を弁済する方	
		式	
信託の受託者による直接返還		事前に資金移動業者が受託者と	信託財産の適切な管理のため受託
		の間で利用者を受益者とする信託	者を信託会社等とし、受益者代理
		契約を締結した上で、資金移動業	人を弁護士や公認会計士等にする
		者の破綻時において、受託者が信	ことを求める
		託財産を原資として受益者代理人	

⁴ 金融商品取引法においては、金融商品取引業者等に分別管理義務を定め、一部取引について投資家から預託を受けた証拠金につき、信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託(顧客区分管理信託)の方法により保全することを求めているところ、事業者の破綻時にも比較的早期に顧客資金の直接返還が実現されているとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

	に弁済し、これを受けた受益者代	
	理人が利用者に対して直接弁済す	
	る方式	

また、上記の新たな返還方法の選択肢を導入した資金移動業者に対しても、利用者保護のために必要な場合には内閣総理大臣が供託命令を発出できるようにすることが考えられるとの指摘もされています。

なお、上記の方法は、現行の方法に加える新たな選択肢とし、いずれの方法を採用するかは事業者の選択 に委ねるべきとされています。

3. 今後の展望

資金決済制度等 WG 報告書での提案を受け、今後資金決済法が改正され、供託等の現行の方法に加えて、上記のように、利用者に対して資金を直接返還することを可能とする方法が追加されることが見込まれます 5。これは、事業者の選択肢が増えるという点で利点があるほか、後記Ⅲ. の第一種資金移動業における滞留 規制の緩和を受けられる要件ともなることが想定されていることから、より資金移動業者の事業拡大に寄与する面があると考えます。

また、2024年12月25日の規制改革推進に関する中間答申 ⁶では、前述した賃金のデジタル払いに関して、厚生労働省に対し、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、別途定める要件の見直しの要否を検討することが求められています。その中で、資金決済制度等WGで議論されている、「資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済法上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと」とされており、賃金のデジタル払いの要件の合理的見直しについても議論が進むことが期待されます。

⁵ 他方で、前払式支払手段については、高額電子移転可能型前払式支払手段でない限り本人確認義務が課されておらず、前払式支払手段の保有者を正確に把握できないおそれがあるため、保有者に対して資金を直接返還することは現実的ではなく、これまでと同様に供託を経由して国が実施する還付手続によって、利用者の資金を返還していくことが適切とされていますので、この直接返還の規律は前払式支払手段には導入されない見込みです。

⁶ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/241225.pdf

w事務所は、本書に対しては内別の状況になりても輩中に「

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。 © Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅲ.第一種資金移動業における滞留規制の緩和

1. 概要

現行の資金決済法において、1 回あたり 100 万円を超える送金を取り扱うことができる第一種資金移動業者は、(i)移動する資金の額、(ii)資金を移動する日、(iii)資金の移動先が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならないとされており(資金決済法 51 条の 2 第 1 項、資金移動業府令 32 条の 2 第 1 項)、送金依頼時に、送金額・送金日・受取人を具体的に特定した送金指図を受ける必要があります。かかる規制によって、資金移動業者が入金を受けた後において、利用者が外国為替相場等を見つつ、自らに有利なタイミングで送金指図を行うようなサービスを提供することはできないものとされています。

また、第一種資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて為替取引 に関する債務を負担してはならないとされており(資金決済法 51 条の 2 第 2 項、資金移動業府令 32 条 の 2 第 2 項)、利用者は送金の都度の資金の払込みと受領した資金の速やかな出金が必要となっています。

さらに、資金移動業者が第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する場合、規制の潜脱防止の観点から、第二種資金移動業に関して受け入れた資金をそのまま第一種資金移動業に係る資金として用いることが禁止されています(資金移動業府令 30 条の 4 第 3 項)。そのため、利用者のニーズに基づき第二種資金移動業において受け入れている資金を第一種資金移動業に係る送金に用いる場合、利用者に一度資金を払い出した上で、再度利用者から第一種資金移動業のアカウントに払込みを受ける必要があります。

このように、現行法においては、第一種資金移動業者に対して、厳格な滞留規制が課されています。

2. 提案の内容

(1)送金資金の滞留期間の延長

資金決済制度等 WG 報告書においては、まず、滞留期間に関して、利用者利便を向上させる観点から、一定程度の資金滞留期間の延長を容認することが考えられる一方で、徒に期間を延ばすことは、銀行等に対する規制との衡平を欠くことになるとして、翌月末日払いという商慣習があることを踏まえ、事業者ごとのビジネスモデルに照らし、最長 2 か月の滞留を認めることが提案されています。

それに加えて、資金移動業者の破綻時の影響を極小化する必要に鑑み、破綻時に速やかに利用者資金を直接返還できるよう、上記 II. 2 にて言及した利用者への資金の直接返還を可能とする方法を採用した上で、以下の①早期に返還する体制、及び②高い確実性をもって返還する体制を構築することを上記の滞留期間の延長の要件とすることが提案されています。

求められる体制	体制整備の内容
早期に返還する体制	利用者の債権額の管理と、利用者の連絡先や口座情報の把握等をするこ
	と。
高い確実性をもって	例えば、当局に報告等を行った上で、以下のいずれかの措置を採ること。
返還する体制	・ (資産保全方法が信託の場合)資産保全されるまでのタイムラグを 2
	日から 1 日以下にする措置
	・ 利用者から受け入れることが想定される資金の上限額を保証や信
	託により保全させる措置(この上限額は、第一種資金移動業申請時
	の事業計画や利用開始後の実績等を踏まえ、当局に報告等の上、決
	定する。)
	・ 受け入れた資金の額が、その時点での保全額を超える場合、資産保
	全されるまでの間(資産保全がされるまでの間に送金が完了する場
	合にはその時点までの間)、その超える部分を、預貯金等により分別
	管理する措置(この場合、当局への報告等、適切な管理の実施を当局
	において確認できる仕組みを設ける。)

(2)送金依頼時に特定すべき送金内容の具体性の緩和

送金依頼時に特定すべき事項に関しては、送金サービスの内容等によって、「資金を移動する日」が依頼 時点では具体的に指定できない場合には、代わりに「資金を移動する期限」の指定を認める旨が提案されて います。

なお、移動する資金の額や資金の移動先については、今までどおり具体的な指図がなされる必要がある ことには変わりはないとされています。

(3)第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者による資金の振替えの許容

第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者は、第二種資金移動業に係るものとして 受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る資金への振替えを認める旨が提案されています。この 場合、第一種資金移動業に係る資金への振替えに際しては、その都度、振り替える資金について移動する資 金の額、資金を移動する日又は期限、資金の移動先についての具体的な指図がなされる必要があるとされ ています。

また、滞留規制の潜脱を防止する観点は引き続き重要であることを踏まえ、第一種資金移動業に係る為替取引に用いる目的で第二種資金移動業において資金が受け入れられることがないよう、実効性のある取組みを求めていく必要があるとされています。例えば、第一種資金移動業と第二種資金移動業を兼営する

資金移動業者は、顧客に対し、第一種資金移動業に係る資金と第二種資金移動業に係る資金についての法 令上の滞留規制が異なる旨を説明した上で、当初から第一種資金移動業に関し用いる予定であった資金を、 第二種資金移動業に係る資金として資金移動業者に提供すること等を利用契約等において禁止するなどの 対応や、第二種資金移動業に係る資金として滞留する資金が合理的な理由なく頻繁に第一種資金移動業に 係る資金として振り替えられているといった事情がある場合には必要な是正対応等を求めることなどが指 摘されています。

3. 今後の展望

資金決済制度等 WG 報告書での提案を受け、今後資金決済法や政府令・事務ガイドラインが改正され、① 第一種資金移動業における送金資金の滞留期間を最長 2 か月に延長する旨、②「資金を移動する日」が依頼時点では具体的に指定できない場合には、代わりに「資金を移動する期限」の指定を認める旨、③第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者が第二種資金移動業に係るものとして受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る資金への振替えを認める旨が規定されることが見込まれます。

上記①については、滞留期間の延長が認められるための具体的な要件については今後詳細について定められることになることが見込まれるため、注視していくことが必要になります。また、上記③については、第一種資金移動業に係る為替取引に用いる目的で第二種資金移動業において資金が受け入れられることがないように求められる「実効性のある取組」の具体的な内容が定められることになることが見込まれるため、かかる点についても、改正法の規定内容を注視して行く必要があるものと思われます。

現行の厳格な滞留規制の影響もあり、第一種資金移動業の認可を受けた事業者は、2024 年 12 月末時点で、わずか 4 社にとどまっておりますが、上記の規制緩和によって、事業者等を利用者とする送金へのニーズに対応して、第一種資金移動業がこれらを担っていくことが考えられ、第一種資金移動業の中で多様なサービスが開発されることが期待されます。

IV.クロスボーダー収納代行への規制のあり方

1. 概要

(1)これまでの収納代行に対する規制の動向

収納代行は、法律上明確な定義はありませんが、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行

為が典型的なものとされています ⁷。収納代行は、代理受領時点で決済は完了し、その後の収納代行業者による送金は自らの行為(受領した金銭の引渡債務の履行行為)として行う点や、支払人から資金を移動する依頼を受けたとはいえない点をもって、為替取引に該当しないと考えられてきました。

2010 年に施行された資金決済法の制定以前の議論においても、収納代行は、為替取引規制に抵触する 疑義があるとの意見もありましたが、金融審議会における検討の結果、規制の要否等に関して、共通した認 識を得ることが困難であるとして、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当とされま した 8。

その後、2019 年 12 月 20 日に公表された金融庁金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告においても、「収納代行のうち、①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合」には、利用者保護の観点から適切な対応が図られているといえ、為替取引に関する規制を適用する必要性は必ずしも高くないとされました。他方で、個人間の収納代行の形式をとっているサービスのうち、割り勘アプリのようなサービスについては、サービス提供者は、個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけであり、その経済的な効果は、債権者が、第三者であるサービス提供者に対して逆為替(取立為替)の依頼を行っている場合と同視しうるとして、為替取引規制の対象とすべきものとされました。なお、エスクローサービスについては、為替取引に関する規制を適用する必要性については、現時点で共通の認識を得られておらず、また、これまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえれば、直ちに制度整備を図ることは必ずしも適当ではなく、引き続き検討課題とされました。

上記の結果、2021年5月1日に施行された改正資金決済法において、個人を債権者とする収納代行のうち、一定の要件を充足するものについて、為替取引に該当することが明示的に規定されることになりました(資金決済法2条の2、資金移動業府令1条の2)。なお、上記規定に該当しない収納代行に関して、今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もあることから、同条に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが内閣府令に定める要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断するものとされていました(資金移動事務ガイドライン I-2)。

⁷ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」(2019 年 12 月 20 日)

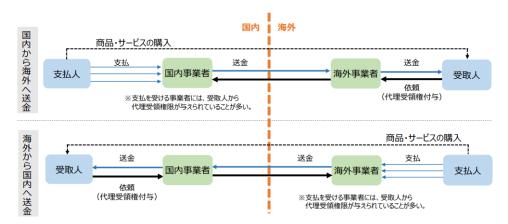
⁸ 平成 21 年 1 月 14 日金融審議会金融分科会第二部会『資金決済に関する制度整備について - イノベーションの促進と利用者保護 - 』2~3 頁

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(2)クロスボーダー収納代行の規制に関するこれまでの議論の動向

クロスボーダー収納代行とは、収納代行のうち、国内と国外との間で資金移動が行われるものが想定されています。



(出典)金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ 第4回 事務局説明資料」(2024年11月7日)7頁

2023 年には、金融行政モニターの回答 ⁹において、「海外に所在する者との間での支払いを伴う収納代行については、代金引換を含め、金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる典型的な収納代行と比較して、資金の流れが複雑であること等により、類型的に利用者保護上の問題が生じるリスクやマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク等が高く、為替取引に関する規制を適用する必要性が高いことから、海外に所在する者との間での支払いを伴う収納代行を行う事業者には資金移動業登録をしていただく場合が多いと考えております」との金融庁の見解が公表されており、クロスボーダー収納代行についても、為替取引へ該当し銀行免許又は資金移動業登録が必要となる場合があると考えられるとの金融庁の運用・解釈も示されるようになりました。

また、金融安定理事会(FSB)から、2024 年 12 月に「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告:最終報告書」が公表されており、同勧告では、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を適用する」との原則に基づき、詐欺や個人データの保護を含めた消費者保護上のリスク、サイバーの脅威等のオペレーションリスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク、送金遅延等のリスクが挙げられ、各法域に対し、こうしたリスクに対して比例的な規制・監督を求めています。

(3)クロスボーダー収納代行に内在するリスク

資金決済制度等 WG においては、クロスボーダー収納代行におけるリスクとして、以下のリスクが指摘さ

⁹ https://www.fsa.go.jp/monitor/uketsuke_iken_2409.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

れています ¹⁰。

(i)支払人の二重支払のリスク

- ・ 一般に国内外に複数の仲介者が介在するため、適切に代理受領権の設定がなされていない可能性がある。
- 契約上代理受領権が設定されていても、紛争が生じた場合、国際私法の問題(準拠法の不確実性等)により当該代理受領権の設定が有効と判断されるか不確実である。
- 海外における裁判対応等で支払人が負担を強いられる可能性がある点も留意が必要となる。

(ii)資金決済の遅延等リスク

・ 一般に法域を跨がって複数の者が資金決済に関与するため、国内のみで完結する収納代行と比較 し、資金決済の遅延等が発生するリスクが高い。

(iii)利用者情報保護上のリスク

収納代行にて取り扱われる利用者情報(支払人等の氏名や支払金額等の決済情報等)には、個人情報や経済的価値が高い情報が含まれているところ、クロスボーダー収納代行においては、利用者情報の越境移転を伴う可能性が高く、移転先の法域の情報保護法制の在り方によっては利用者の権利利益を侵害するおそれがある。

(iv)詐欺、マネー・ローンダリング等の不正利用リスク

・ 詐欺事案や違法賭博における送金に関して、クロスボーダー収納代行が悪用された事例では、その 資金の追跡が困難となる。

2. 提案の内容

違法行為につながる取引がなされるおそれや、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のおそれ、国内の支払人・受取人が保護されないおそれがあることを踏まえれば、FSBによる勧告で指摘されているリスクへの対応を適切に実施するとともに、支払人・受取人を適切に保護する必要があるとして、クロスボーダー収納代行のうち、為替取引に関する規制に服する銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられるものについては、リスクに比例的な規制として為替取引に関する規制を、過剰な規制とならないように留意しつつ適用することが提案されました。

(1)金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行う場合

金銭債権の発生原因の成立に関与するプラットフォーマーや委託販売者等が行う収納代行に関しては、①

¹⁰ 金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ 第4回 事務局説明資料」(2024年11月7日)10頁 当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。 © Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と異なり、物品の提供等と資金の移動が一体的に行われることが一般的であるため、一般に、行為者によって取引内容の真正等を確認することが可能であり、マネー・ローンダリングや詐欺等の不正利用の防止が図られていること、②仲介者の存在が受取人の資金回収の確実性を高めていること、③この種のサービスについては、国内においてこれまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことを踏まえて、金銭債権の債権者から収納代行の行為者に対して代理受領権が適切に付与されていること、事業者においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」といいます。)が適切になされていることを前提に、直ちに規制の対象とせず、引き続き検討課題とすることとされました。

もっとも、オンラインカジノや出資金詐欺等の違法行為に主体的に関与していることが疑われる場合には、 上記の AML/CFT に関する前提が満たされているとはいえず、為替取引規制を及ぼす必要があるとされま した。

(2)エスクローサービスの場合

エスクローサービスは、プラットフォーマーが提供するオンライン・マーケットプレイスでの取引や海外代金 引換等、様々な場面で提供されているところ、エスクローサービスの提供者は、金銭債権の発生原因の成立 に関与している場合もあるほか、関与していない場合であっても、当事者双方の債務の同時履行を図ること により、当事者間トラブルを未然に防止しているとの指摘がなされました。

一方で、そうした未然防止機能が為替取引規制を適用しない理由とはならないとの指摘もありましたが、 現時点において、エスクローサービスへの為替取引規制適用の必要性については共通した認識を得られて おらず、国内において社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえれば、 代理受領権が適切に付与されていることを前提に、直ちに規制の対象とせず、引き続き検討課題とすること とされました。

(3)金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行う場合

金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同様の機能を果たしていると考えられ、基本的には、為替取引規制を適用すべきであると提案されました。

もっとも、以下に掲げる類型のクロスボーダー収納代行については、直ちに為替取引規制を適用する必要性は高くないとされました。

- (i)資本関係がある場合等、受取人との経済的一体性が認められる者が行う場合
- (ii)他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されて

いるもの(クレジットカードのイシュア・アクワイアラ間の清算業務等)

上記(i)については、オペレーションリスクや AML/CFT 上のリスク等が必ずしも高くないこと、上記(ii) については、他法令で一定のリスク軽減措置が図られていると考えられることから、直ちに為替取引規制を 適用する必要性は高くないことが考慮されています。

(4)小括

以上のとおり、クロスボーダー収納代行のうち、為替取引に関する規制に服する銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられるものについては、為替取引に関する規制を適用すべきであるとされており、具体的には、以下の類型に該当するクロスボーダー収納代行について、為替取引規制が適用されると示されています。

- ① 海外オンラインカジノの賭金の収納代行
- ② 海外投資事案の収納代行
- ③ 海外 EC 取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行
- ④ インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行

なお、上記①及び②については、海外オンラインカジノや無登録金融商品取引業者のために収納代行を営む者が資金移動業登録を申請したとしても認められず、無登録で為替取引を営む者として取締りの対象となるとされています。

また、上記③及び④については、為替取引規制の適用除外に該当する場合もあり得るものとされています。上記③について、形式的には金銭債権の発生原因に関与していないが、海外 EC 取引業者の指導監督の下で委託を受けて収納代行を行い、ビジネスモデル全体として金銭債権の発生原因に関与していると考えられる場合等も考えられますが、具体的なサービスについての規制の要否は、上記の考え方のもと、機能やリスクの観点から、個別の取引態様やビジネスモデルに応じて判断されるべきとされました。上記④については、インバウンド旅行者が国内で用いる決済手段に係る他法令によるリスク軽減措置等も踏まえて規制の要否が判断されると指摘されています。

3. 今後の展望

資金決済制度等 WG 報告書での提案を受け、今後資金決済法が改正され、クロスボーダー収納代行のうち、為替取引に関する規制に服する銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしてい

ると考えられるものについては、原則として、為替取引規制が適用されることが見込まれます。

もっとも、一部の類型に関しては、「為替取引規制の適用除外」とすべきと指摘されていることも踏まえると、すでに資金決済制度等 WG 報告書で示されている適用除外の類型の外縁を明らかにする必要があることとともに、これらに加えて、今後どのような類型について適用除外としていくのかについても議論が進展していくものと考えられます。資金決済法の改正後、当該規制対象となる類型の明確化や、適用除外の類型の明確化は急務であり、その内容は、政府令や事務ガイドライン等で明らかにされることが期待されます。

また、上記のとおり、クロスボーダー収納代行に関する規制の導入は、海外オンラインカジノの賭金の収納代行や海外の無登録金融商品取引業者のための収納代行等を規制する必要性を端緒としたものとなりますが、現在提供されるクロスボーダー収納代行は、上記のような単純な類型のものではなく、より複雑なスキームの中で用いられていることが多くあります。クロスボーダーで代金の授受を行う事業者や、こうした事業者に対してサービス提供を行っている事業者においては、上記の規定内容や運用の状況を注視する必要があると考えます。

V.前払式支払手段の寄附への利用

1. 概要

前払式支払手段とは、(i)証票、電子機器その他の物(以下「証票等」といいます。)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。)により記録される金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含みます。)に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含みます。)であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者(以下「発行者等」といいます。)から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの、又は(ii)証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含みます。)であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるものとされています(資金決済法3条1項各号)。

上記のとおり、前払式支払手段は、「物品等」の購入などに利用できるものとされているところ、「物品等」とは、物品その他の財産的価値(本邦通貨及び外国通貨を除く。)とされています(資金決済法 2 条 6 項)。もっとも、「物品等」には「寄附行為」は含まれないとされていますので(2023 年パブコメ回答 No.14)、現当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto, All rights reserved.

行法においては、前払式支払手段を用いて寄附を行うことは認められていません。

他方で、寄附行為に類似するものとして、前払式支払手段を用いて、「ふるさと納税」を支払うことは可能とされています(「広く共有することが有効な相談事例(資金決済に関する法律関係)¹¹Q3)。また、クレジットカード取引の実務においては、「寄附行為」についても、「商品若しくは権利を購入」する場合に該当するものとして、クレジットカード決済による寄附が認められています ¹²。

近時は、主要なキャッシュレス手段である前払式支払手段を寄附に利用したいとのニーズが高まっており、「令和 6 年地方分権改革に関する提案」¹³においては、地方自治体や法律に基づいて設置された認可法人や、特に公益性が高いと考えられる公益法人への前払式支払手段による寄附を可能とすることが要望されています。

2. 提案の内容

資金決済制度等 WG 報告書においては、前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、現金以外での寄附のニーズに応えるものであり、我が国における寄附文化の醸成にも寄与し、公益増進の観点から政策的意義が認められるとする一方で、前払式支払手段を通じた寄附を可能とする際には、為替取引規制の潜脱防止の観点の他、寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意すべきであり、全ての寄附について、前払式支払手段を用いることを認めることは適切ではなく、寄附金受領者やその金額に一定の制限を課した上で認めることが望ましいとの指摘がなされています。

その結果、具体的な見直し内容として、(i)寄附金受領者の範囲については、国・地方公共団体や認可法人等に限定すること、(ii)前払式支払手段で受領可能な 1 回当たりの寄附金上限額については、1 回当たり 1 ~2 万円とすることを前提に、前払式支払手段による寄附行為を可能にすることが提案されました。

もっとも、ギフトカードを用いた詐欺の事案等が多発している状況を踏まえると、番号通知型前払式支払手段を用いた寄附を認めることは適切ではないとの指摘もなされています。

3. 今後の展望

資金決済制度等WG報告書での提案を受け、今後資金決済法が改正され、寄附金受領者の範囲及び寄附金上限額を制限した上で、前払式支払手段による寄附行為が認められるようになることが見込まれます。

もっとも、寄附金受領者の範囲及び寄附金上限額の制限内容については今後検討されることになり、また、

¹¹ https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou 2/kessai/index.html

¹² この点、金融庁は、クレジットカードによる寄附行為については、金融庁の所管外の事項であるとしています(2023 年パブコメ回答 No.14)。

^{13 &}lt;a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r06/tb_r6_kohyou_04_1_fsa.pdf">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r06/tb_r6_kohyou_04_1_fsa.pdf
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

番号通知型前払式支払手段については寄附行為への利用が認められない見込みとなりますので、前払式支払手段による寄附行為が認められる具体的な要件については注視する必要があるものと思われます。

また、今後、前払式支払手段を通じた寄附が適切に行われるための枠組みの具体化については、金融庁に おいて AML/CFT や詐欺防止等の観点から検討していくべきとされておりますので、本人確認義務の要否 や寄附金受領者の管理の具体的な内容等についても注視していく必要があります。

VI.「立替サービス」の貸付け該当性

1. 概要

資金決済制度等 WG においては、事業者が利用者からの依頼を受けて資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金の支払を請求するサービス(以下「立替サービス」といいます。)について、貸金業法上の「貸付け」¹⁴に該当するか否かについても議論が行われました。

上記議論が行われた背景として、近時、BNPL と呼ばれる後払いサービスや BPSP という請求書支払代行サービスなど、多様な立替サービスが提供されるようになってきており、過剰与信の入り口となり得ることや、悪質な加盟店により悪用されるリスクが高く、現に詐欺的な定期購入商法において悪用されている実態がある点などが指摘されていました。

また、立替サービスの貸付け該当性については、2018 年以降、グレーゾーン解消制度又はノーアクションレター制度を通じて、(立替型)給与前払サービス ¹⁵、教育機関向け医療費立替金回収代行サービス ¹⁶及び 金銭債務に係る支払代行サービス ¹⁷の貸付け該当性について、金融庁から一定の見解が示されています。

2. 資金決済制度等 WG での議論

資金決済制度等 WG 報告書においては、立替サービスには様々な法的構成やスキームが存在することから、貸付け該当性を一律の基準で判断することは困難であると指摘されました。

他方で、適切な利用者保護を図りつつ、サービスを提供する事業者にとっての予測可能性を確保し、サービスの健全な発展を促す観点からは、貸付け該当性について、一定の判断枠組みを示した上で、各立替サービスの個別具体的な事情を総合的に考慮して実質的に判断することが適切であるとも指摘されています。

^{14 「}貸付け」とは、貸金業法において「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)」と定義しています(貸金業法 2 条 1 項前段)。

¹⁵ https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/02.pdf

¹⁶ https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/03.pdf

^{17 &}lt;a href="https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/024_15b.pdf">https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/024_15b.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

具体的には、立替サービスの貸付け該当性について、資金需要者等の利益の保護という貸金業法の趣旨を前提とした上で、各サービスの実態に照らし、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか等に着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断することとし、その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間、及び資金需要者の属性・利用態様等を総合的に勘案することが考えられるとされました。

3. 今後の展望

以上のとおり、立替サービスの貸付け該当性に関する貸金業法等の改正については見送られることとなりましたが、上記のような貸付け該当性に関する一定の判断基準については、監督指針やガイドライン等で明示される可能性があります。立替サービスの提供者においては、当該判断基準に基づいて、自らのサービスが貸付けに該当するかを検証する必要が生じる可能性があるものと思われます。

VII.さいごに

以上のとおり、資金移動業者の資産保全方法の追加や第一種資金移動業の滞留規制の緩和については、 第一種資金移動業の幅を広げるものであり、かかる法改正により、第一種資金移動業に係るサービスが増加していくことが期待されます。また、キャッシュレス決済が急速に普及している昨今の状況下において、前払式支払手段の寄附行為への利用に係る規制緩和についても、前払式支払手段の利用範囲を広めるものであり、利用者の利便性の向上にもつながることが期待されます。

他方で、クロスボーダー収納代行については、為替取引規制が導入されることになりますが、多様なクロスボーダー収納代行の類型がある中で、いかなる類型について規制の対象となるのかについては、自ら国内外での資金移動を行う事業者や、他の事業者のサービスを利用して資金移動を行う事業者において、法改正や施行までの具体的な議論の動向に注意が必要と考えます。また、立替サービスに関しても、監督指針・ガイドライン等において、貸付け該当性に係る一定の判断基準が明示される見込みとなりますので、既存のサービス事業者において注視が必要と考えます。